

## 島根県多面的機能支払交付金交付要綱

制定 平成26年4月1日農村第13号  
最終改正 令和4年4月11日農総第34号

### (趣旨)

第1条 県が交付する多面的機能支払交付金に係る農地維持支払交付金、資源向上支払交付金及び日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金）（以下、「交付金等」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的等)

第2条 規則第3条による交付金等の名称、目的、交付の対象である経費の内容及びその交付の率は別表のとおりとし、予算の範囲内において、島根県農地・水・環境保全協議会（以下「推進組織」という。）及び市町村に交付するものとする。

2 事業に係る実施要件は、「多面的機能支払交付金実施要綱」（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下、「実施要綱」という。）及び「多面的機能支払交付金実施要領」（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下、「実施要領」という。）、「日本型直接支払推進交付金交付等要綱」（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下、「日本型交付等要綱」という。）、「日本型直接支払推進交付金実施要領」（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知・27農振第2219号農村振興局長通知。以下「日本型実施要領」という。）の規定によるものとする。

### (流用の禁止)

第3条 別表の事業の欄に掲げる経費の相互間の流用をしてはならない。

### (交付の申請)

第4条 規則第4条による交付金等の交付を申請しようとする者が知事へ提出する申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、提出期限は、知事が毎年度別に定めるものとする。

### (事業の実施)

第5条 事業の実施については、規則第5条の交付の決定後に事業着手するものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、推進組織長及び市町村長は、あらかじめ別記様式第2号により、知事に届け出るものとする。

2 前項のただし書きにより交付決定前に着手する場合においては、推進組織及び市町村は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実になった場合に着手するものとする。また、この場合において、推進組織及び市町村は、交付決

定までのあらゆる損失等に対して自ら責任を負うものとする。

(変更承認申請)

第6条 規則第9条による知事の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号による変更承認申請書を知事に速やかに提出しなければならない。

ただし、別表に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

(概算払請求)

第7条 概算払いにより交付金等の交付を受けようとするときは、別記様式第4号による概算払請求書を提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 推進組織長及び市町村長は、交付事業の交付決定に係る年度の12月31日現在の事業の遂行状況を別記様式第5号の遂行状況報告書により、当該年度の1月20日までに知事に報告しなければならない。

ただし、前条の概算払請求書をもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第10条により知事に提出する実績報告書は、別記様式第6号のとおりとする。

2 前項の実績報告書は、対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は規則第5条の交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(知事の定める財産)

第10条 規則第13条第1項第4号による機械及び重要な器具で知事が指定したものは、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(交付金の返還)

第11条 市町村長は、実施要綱別紙1の第9又は別紙2の第9の規定に基づき、広域活動組織又は活動組織から交付金の返還を受けた場合は、実績報告に併せて別記様式第7号の返還申出書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申出を受けた場合は、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還をさせるものとする。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第12条 市町村長は、活動組織又は広域活動組織に対し交付金を交付するときは、活動組織又は広域活動組織に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 財産の管理等

ア 交付対象経費（交付金に係る事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接交付金に係る事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

イ 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(2) 財産の処分の制限

ア 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）において、農林水産大臣が別に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市町村長の承認を受けなければならない。

イ アの承認については、前号のイの規定を準用する。

(3) 財産管理台帳の整備

取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、多面的機能支払交付金交付要綱別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(4) 契約等

ア 交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

イ アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式8号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

2 市町村長は、前号(2)のアの承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(附則)

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成27年4月24日から施行する。
- 3 この要綱は平成27年11月26日から施行する。
- 4 この要綱は平成28年5月16日から施行し、平成28年度の事業から適用する。ただし、第5条の改正規定については、平成29年度の事業から適用する。
- 5 この要綱は平成29年4月18日から施行する。
- 6 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。